

雜報

人口問題研究所分科規程

昨昭和二十一年五月一日公布の本研究所新官制については前號既報の如くであるが、之に伴う各科事務分掌規定を掲ぐれば左の如くである。

人口問題研究所分科規程

(昭和二十一年五月一日) 厚生省訓第三三六號

第一條 人口問題研究所に左の二部を置く

總務部
調査部

第二條 總務部では、企畫、連絡、庶務及び他部に屬しないことを行ふ

第三條 總務部に左の二科を置く

庶務科
企畫科

第四條 庶務科では、左の事務を行ふ

- 一 人事に關すること
- 二 官印の管守に關すること
- 三 文書の接受、發送、編纂及び保存に關すること
- 四 會計に關すること
- 五 所内取締に關すること

六 他の主管に屬しないこと

第五條 企畫科では、左の事務を行ふ

- 一 調査研究の統轄に關すること
- 二 調査研究の企畫に關すること
- 三 調査研究の連絡に關すること
- 四 調査研究資料の蒐集、整理及び編纂に關すること

第六條 調査部では人口問題に關する調査研究を行ふ

第七條 調査部に左の四科を置く

- 第一科
- 第二科
- 第三科
- 第四科

第八條 第一科では左の事務を行ふ

- 一 人口問題及び理論に關すること
- 二 人口史に關すること
- 三 人口政策に關すること
- 四 人口の統計學的調査研究に關すること
- 五 外國の人口事情及び政策に關すること
- 六 その他、他の主管に屬しない人口問題一般に關すること

第九條 第二科では左の事務を行ふ

- 一 人口問題の經濟學的調査研究に關すること
- 二 人口問題の社會政策的調査研究に關すること
- 三 人口問題の地理學的調査研究に關すること
- 四 その他、人口問題の社會科學的調査研究に關すること

第十條 第三科では左の事務を行ふ

- 一 人口問題の社會生物學的調査研究に關すること
- 二 人口問題の社會衛生學的調査研究に關すること
- 三 人口問題の優生學的調査研究に關すること

第十一條 第四科では左の事務を行ふ

- 一 民族問題と理論との調査研究に關すること
- 二 民族問題の社會科學的調査研究に關すること
- 三 民族問題の自然科學的調査研究に關すること

昭和二十二年年度調査研究項目の決定

本研究所の昭和二十二年度に於ける各科別調査研究項目は五月一日左の如く決定した。

人口問題研究所昭和二十二年年度調査研究項目

(昭和二十二年五月一日)

戦後日本復興に即應して重大化した人口問題の解決に資するため本年度の調査研究の重點を次の五項目におく

- 一 我が國將來人口の増加傾向とその構成に關する調査研究
- 二 我が國經濟の國際的依存性からみた我が國人口収容力に關する調査研究
- 三 戦後に於ける人口資質低下問題に關する調査研究
- 四 出生調節に關する調査研究
- 五 新國際情勢下に於ける世界人口問題に關する調査研究